

資料編

資料1

札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会

1 委員名簿(令和6年9月5日現在)

(1) 常任委員

| 氏名 | 所属 |
|----------------------|----------------------------------|
| あいうち ゆうすけ 相内 雄介 | 公募 |
| あらか たかのり 荒木 孝則 | 札幌協力雇用主会連合会 事務局長 |
| えだもと ゆうこ 枝元 優子 | 札幌市更生保護女性連合会 会長 |
| ◎ かんもと たかよし 神元 隆賢 | 北海学園大学 教授 |
| きむら さとみ 木村 里美 | 北海道CAPをすすめる会 代表 |
| くりう けんいち 栗生 賢一 | 厚別南町内会連合会 会長 |
| くわばら せつこ 桑原 節子 | NPO法人 女のスペース・おん 理事 |
| こばやし じゅんご 小林 順吾 | 更生保護法人札幌更生保護協会 事務局長 |
| ささき のりこ 佐々木 紀子 | NPO法人 ゆいネット北海道 センター長代行・理事 |
| まつうら えいこ 松浦 栄子 | (公社)北海道家庭生活総合カウンセリングセンター 総括事務担当者 |
| みなかわ さとし 皆川 智司 | 公募 |
| ○ やまざき まさふみ 山崎 正史 | (公財)北海道防犯協会連合会 専務理事 |
| やまもと やすじ 山本 康次 | 札幌市保護司会連絡協議会 会長 |
| わたなべ ゆうこ 渡辺 裕子 | (公社)札幌消費者協会 会長 |

(2) 臨時委員

| 氏名 | 所属 |
|----------------------|--------------------------|
| おおしか ゆうたろう 大鹿 祐太郎 | 札幌弁護士会 |
| かまだ たかみち 鎌田 崇亨 | 北海道警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室 室長 |
| すずき けんじ 鈴木 憲治 | 札幌国際大学人文学部 教授 |
| まえだ としあき 前田 敏章 | 北海道交通事故被害者の会 代表 |

◎:会長 ○:副会長

(五十音順・敬称略)

2 審議経過等

札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会における本計画の策定にかかる審議経過等は、下表のとおりです。

| 日時 | 主な審議内容等 | |
|-----------|-------------|-------------------------|
| 令和6年3月21日 | 令和5年度第2回審議会 | ・計画策定について諮問 |
| 令和6年6月7日 | 令和6年度第1回審議会 | ・計画素案の概要について |
| 令和6年7月10日 | 令和6年度第2回審議会 | ・計画素案(第1回審議会からの修正点)について |
| 令和6年9月9日 | 令和6年度第3回審議会 | ・答申案について |
| 令和6年9月11日 | 答申 | ・計画策定について答申 |

資料2

パブリックコメント

1 実施概要

(1) 募集期間

令和6年(2024年)11月25日(月)から令和6年(2024年)12月24日(火)まで

(2) 資料の配布・閲覧場所

札幌市役所本庁舎(13階区政課、2階市政刊行物コーナー)、各区役所総務企画課広聴係、各まちづくりセンター、札幌市公式ホームページ

(3) 周知方法

広報さっぽろ12月号、札幌市公式ホームページへの掲載

(4) 意見の提出方法

送付、FAX、持参、電子メール、札幌市公式ホームページ上のご意見入力フォーム

2 意見募集結果

(1) 意見提出者数

2人、1団体

(2) 意見件数

13件

(3) 提出方法別内訳

| 提出方法 | 送付 | FAX | 持参 | 電子メール | ホームページ | 合計 |
|------|----|-----|----|-------|--------|----|
| 個人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 |
| 団体 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |

(4) 項目別内訳

| 項目 | 件数 |
|----------------|----|
| 第1章 計画の策定にあたって | 5 |
| 第2章 犯罪の現状と課題 | 1 |
| 第3章 計画の構成 | 0 |
| 第4章 計画体系と取組 | 6 |
| 第5章 計画の推進体制 | 0 |
| その他 | 1 |
| 合計 | 13 |

(5) 結果の公表

札幌市公式ホームページで意見概要及び回答(考え方)を公表

資料3

政令指定都市における刑法犯認知件数

令和5年(2023年)の刑法犯認知件数を犯罪率(人口千人当たりの刑法犯認知件数)で比較すると、札幌市は20政令指定都市中12位に位置しています。

| 市名 | 人口 (令和5年 12月1日現在) | 人口千人 あたりの 発生件数 | 順位 (参考) | 刑法犯 合計 | 凶悪犯 | 粗暴犯 | 窃盗犯 | 知能犯 | 風俗犯 | その他 |
|-------|-------------------------|----------------------|------------|-----------|-----|-------|--------|-------|-----|-------|
| 札幌市 | 1,969,235 | 5.72 | 12 | 11,263 | 92 | 1,551 | 7,628 | 380 | 255 | 1,357 |
| 仙台市 | 1,098,036 | 5.54 | 14 | 6,087 | 73 | 431 | 4,063 | 605 | 135 | 780 |
| さいたま市 | 1,344,875 | 6.50 | 8 | 8,745 | 66 | 724 | 6,121 | 520 | 163 | 1,151 |
| 千葉市 | 980,208 | 7.16 | 6 | 7,020 | 59 | 464 | 5,253 | 407 | 87 | 750 |
| 川崎市 | 1,545,942 | 4.95 | 16 | 7,645 | 52 | 463 | 5,907 | 471 | 111 | 641 |
| 横浜市 | 3,770,179 | 4.26 | 20 | 16,059 | 163 | 1,347 | 11,162 | 1,500 | 304 | 1,583 |
| 相模原市 | 724,987 | 5.86 | 11 | 4,250 | 30 | 216 | 3,374 | 153 | 32 | 445 |
| 新潟市 | 771,615 | 5.16 | 15 | 3,979 | 21 | 340 | 2,759 | 278 | 51 | 530 |
| 静岡市 | 676,477 | 4.58 | 17 | 3,100 | 25 | 381 | 2,084 | 160 | 58 | 392 |
| 浜松市 | 789,478 | 4.52 | 18 | 3,572 | 33 | 411 | 2,389 | 201 | 45 | 493 |
| 名古屋市 | 2,327,700 | 8.53 | 2 | 19,857 | 194 | 1,772 | 13,282 | 1,555 | 198 | 2,856 |
| 京都市 | 1,442,588 | 5.62 | 13 | 8,104 | 53 | 630 | 5,816 | 354 | 159 | 1,092 |
| 大阪市 | 2,773,417 | 14.21 | 1 | 39,408 | 399 | 2,602 | 29,106 | 2,144 | 827 | 4,330 |
| 堺市 | 811,396 | 7.61 | 5 | 6,173 | 49 | 370 | 4,408 | 384 | 119 | 843 |
| 神戸市 | 1,498,825 | 8.02 | 3 | 12,014 | 113 | 1,371 | 7,119 | 1,328 | 283 | 1,800 |
| 岡山市 | 715,516 | 6.36 | 9 | 4,552 | 40 | 373 | 3,338 | 199 | 68 | 534 |
| 広島市 | 1,184,895 | 5.98 | 10 | 7,080 | 47 | 554 | 4,485 | 719 | 129 | 1,146 |
| 北九州市 | 915,416 | 6.60 | 7 | 6,044 | 52 | 762 | 3,594 | 443 | 141 | 1,052 |
| 熊本市 | 738,098 | 4.39 | 19 | 3,238 | 37 | 338 | 2,221 | 206 | 62 | 374 |
| 福岡市 | 1,644,734 | 7.71 | 4 | 12,681 | 95 | 1,101 | 8,961 | 675 | 211 | 1,638 |

資料4

関連条例

札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪のない安全で安心なまちづくり(以下「安全で安心なまちづくり」という。)に関し、基本理念を定め、市民(札幌市自治基本条例(平成18年条例第41号)第2条第1項に規定する市民をいう。以下同じ。)、事業者及び市の役割を明らかにするとともに、安全で安心なまちづくりの推進に関する事項を定めることにより、安全に安心して暮らせるまちの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「安全で安心なまちづくり」とは、市民及び市による、犯罪を防止するための活動、犯罪の防止に配慮した環境の整備その他の犯罪を誘発する機会を減らすための取組をいう。

(基本理念)

第3条 安全で安心なまちづくりは、次に掲げる事項を基本として、市民、事業者及び市がそれぞれの役割を認識し、相互に連携・協力することにより、推進されなければならない。

- (1) 市民及び市は、市民が安全で安心なまちづくりを行うに当たっての自主性及び自立性を尊重すること。
- (2) 市民及び市は、地域の特性及び実情に応じた安全で安心なまちづくりの推進に努めること。
- (3) 市民及び市は、安全で安心なまちづくりの推進に当たっては、地域における防災、交通安全その他の分野における取組との連携に努めること。
- (4) 市民及び市は、安全で安心なまちづくりの推進に当たっては、個人のプライバシーに配慮するよう努めること。
- (5) 市民及び市は、安全で安心なまちづくりの推進に当たっては、お互いが支え合う暮らしやすいまちの実現に資するよう努めること。

(市民の役割)

第4条 市民は、安全で安心なまちづくりについての理解を深め、自らの安全の確保に努めるとともに、相互に協力して地域における安全で安心なまちづくりを行うよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、事業活動における安全を確保するとともに、自らが有する資源を活用して、地域における安全で安心なまちづくりの支援に努めるものとする。

(市の役割)

第6条 市は、関係機関との連携を図りながら、安全で安心なまちづくりに関する基本的かつ総合的な施策を実施するものとする。

(基本計画の策定)

第7条 市は、安全で安心なまちづくりを計画的に推進するための基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

(広報及び啓発)

第8条 市は、安全で安心なまちづくりに対する市民の理解を深めるため、広報及び啓発を行うものとする。

(市民の取組への支援)

第9条 市は、市民による安全で安心なまちづくりの促進を図るため、情報の提供、人材の育成その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(公共施設の整備等)

第10条 市は、犯罪の防止に配慮した公共施設の整備又は管理を行うよう努めるものとする。

(連携体制の整備)

第11条 市は、安全で安心なまちづくりに関する市民等の連携を推進するため、協議会等の必要な体制を整備するものとする。

(犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会)

第12条 安全で安心なまちづくり等の推進に関し必要な事項について調査審議等を行うため、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 市長の諮問に応じ、基本計画及び札幌市犯罪被害人等支援条例(令和7年条例第4号)第6条第1項の計画に関し調査審議し、及び意見を述べること。

(2) 前号に掲げるもののほか、安全で安心なまちづくり等の推進に関し必要な事項について調査審議し、及び意見を述べること。

3 審議会は、委員15人以内をもって組織する。この場合において、民意を適切に反映させるとともに、多角的かつ総合的な観点から調査審議等が行われるよう、公募した市民その他の多様な人材に委嘱するように配慮しなければならない。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 特別の事項等を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことがで

きる。

7 審議会に、必要に応じ、部会を置くことができる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

札幌市暴力団の排除の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策等について定めることにより、社会全体で暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団の排除 市民の生活及び事業活動に対する暴力団の介入を防止し、並びに市民の生活及び事業活動に生じた暴力団による不当な影響を排除することをいう。

(基本理念)

第3条 暴力団の排除は、暴力団が市民の生活及び事業活動に不当な影響を与える存在であるとの認識の下に、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、推進されなければならない。

2 暴力団の排除は、市、市民、事業者、他の地方公共団体その他関係する機関及び団体の相互の連携及び協力の下に、社会全体で行わなければならない。

(市の役割)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、他の地方公共団体その他関係する機関及び団体と連携を図り、暴力団の排除に関する施策を実施するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、暴力団の排除に対する理解を深め、自らこれに努めるとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、暴力団を利することとならないよう、暴力団の排除に自ら積極的に取り組むとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するものとする。

(公共事業等に係る措置)

第7条 市は、その発注する建設工事その他の市の事務又は事業（次項において「公共事業等」という。）の執行により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。次項において同じ。）について、市が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公共事業等に係る契約の相手方に対し、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第4項に規定する下請契約その他の当該公共事業等に係る契約に関連する契約の相手方から暴力団関係事業者を排除するために必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

（公の施設に係る措置）

第8条 市は、その設置する公の施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設をいう。）が暴力団の活動に利用されないようにするために必要な措置を講ずるものとする。

（市民及び事業者に対する支援）

第9条 市は、市民及び事業者が暴力団の排除に関する活動に自主的に、かつ、相互に連携協力して取り組むことができるよう、市民及び事業者に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

（啓発活動）

第10条 市は、市民及び事業者の暴力団の排除に対する理解を深め、及び暴力団の排除に関する活動に取り組む気運を醸成するため、広報その他の必要な啓発活動を行うものとする。

（暴力団の威力利用の禁止）

第11条 市民は、債権の回収、紛争の解決等に関し、暴力団員を利用すること、自己が暴力団と関係があることを認識させて相手方を威圧することその他の暴力団の威力の利用をしてはならない。

（利益供与の禁止）

第12条 市民は、暴力団の威力を利用し、又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して金品その他の財産上の利益の供与をしてはならない。

（委任）

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

札幌市公衆に著しく迷惑をかける風俗営業等に係る勧誘行為等の防止に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、公衆に著しく迷惑をかける風俗営業等に係る勧誘行為等を防止し、もって市民及び観光客等の安全で安心な生活環境を確保することを目的とする。

(性風俗店等での稼働等に係る勧誘行為の禁止)

第2条 何人も、市長の指定する区域(以下「指定区域」という。)内の道路、公園、広場、駅、興行場、飲食店その他の公衆が出入りできる場所又は施設(以下「公共の場所」という。)において、不特定の者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 人の性的好奇心に応じて人に接する役務又は接待飲食等営業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第4項の接待飲食等営業をいう。)、特定遊興飲食店営業(同条第11項の特定遊興飲食店営業をいう。))若しくは酒類提供飲食店営業(同条第13項第4号の酒類提供飲食店営業をいう。))において人に接する役務に従事するように勧誘すること。

(2) 性交若しくは性交類似行為又は自己の性器等(性器、こう門又は乳首をいう。以下同じ。)を見せ、自己若しくは他人の性器等を触り、若しくは他人に自己の性器等を触らせる行為に係る人の姿態であって性欲を興奮させ、又は刺激するものをビデオカメラその他の機器を用いて撮影するための被写体となるように勧誘すること。

2 何人も、対償を供与し、又はその供与の約束をして、他人に前項の規定に違反する行為を行わせてはならない。

(性風俗店等に係る誘引行為の禁止)

第3条 何人も、指定区域内の公共の場所において、不特定の者に対し、人の性的好奇心に応じて人に接する役務又はこれを仮装したものの提供について、人に呼び掛け、又はビラその他の文書図画を配布し、若しくは提示し、若しくは公衆の目に触れるような方法で看板等を掲出して客を誘引してはならない。

2 何人も、対償を供与し、又はその供与の約束をして、他人に前項の規定に違反する行為を行わせてはならない。

(卑わいな広告物の掲示等の禁止)

第4条 何人も、指定区域内の公衆が見やすい屋外の場所(車両等を含む。)又は公衆が出入りすることができる屋内の場所であって公衆の用に供する屋外の場所から容易に見える場所に、性的好奇心をそそる、人の裸体、下着姿、水着姿、制服姿等の写真若しくは絵又は文言等を掲載した看板、ポスターその他の物品であって、人の性的好奇心に応じて人に接する役務の提供を表し、又は推測させるものを掲示し、若しくは掲出し、又は配置してはならない。

(罰則)

第5条 第2条第1項、第3条第1項又は前条の規定のいずれかに違反した者は、50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

2 常習として前項の違反行為をした者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第6条 第2条第2項又は第3条第2項の規定のいずれかに違反した者は、100万円以下の罰金に処する。

2 常習として前項の違反行為をした者は、6月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第7条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第5条第1項又は前条第1項のいずれかの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

(適用上の注意)

第8条 この条例の適用に当たっては、市民の権利を不当に侵害しないように留意し、その本来の目的を逸脱して濫用することがあってはならない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

札幌市客引き行為等の防止に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、客引き行為等の防止に関し必要な事項を定めることにより、市民及び観光客その他の滞在者又は市内を通過する者(以下「市民等」という。)が、公共の場所を安全に安心して通行し、又は利用することができる環境の確保を図り、もって魅力と活力のある安全で安心なまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 客引き行為等 道路、公園、広場、駅その他の公共の用に供される場所(以下「公共の場所」という。)において行われる次に掲げる行為をいう。

ア 客引き行為 通行人その他の不特定の者の中から相手方を特定して、客となるように誘う行為をいう。

イ 客待ち行為 客引き行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為をいう。

ウ 勧誘行為 通行人その他の不特定の者の中から相手方を特定して、役務に従事するよう勧誘する行為をいう。

エ 勧誘待ち行為 勧誘行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為をいう。

(2) 事業者等 本市の区域内において事業(その準備行為を含む。)を行う者(以下「事業者」という。)又はその従業者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、客引き行為等の防止に係る意識の啓発を図る等の必要な施策を実施するものとする。

2 市は、前項の施策の実施に当たっては、関係機関及び関係団体との連携を図るものとする。

(事業者等の責務)

第4条 事業者等は、公共の場所を安全に安心して通行し、又は利用することができる環境を阻害する客引き行為等を行い、又は行わせないように努めなければならない。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、第3条第1項の規定により市が実施する客引き行為等の防止に係る意識の啓発を図る等の施策に協力するよう努めるものとする。

(禁止区域における客引き行為等の禁止)

第6条 何人も、禁止区域(市民等が公共の場所を安全に安心して通行し、又は利用することができる環境を確保するため、客引き行為等を禁止する必要がある区域として規則で定める区域をいう。)において、客引き行為等を行い、又は行わせてはならない。ただし、市民等が安全に安心して通行し、又は利用することができる環境の確保に支障がないと認められる客引き行為等として規則で定めるものについては、この限りでない。

2 前項本文の禁止区域及び同項ただし書の規則で定めるものについては、客引き行為等による市民等の通行又は利用への支障の状況に応じ適宜見直すものとする。

(禁止区域における客引き行為等を用いた営業の禁止)

第7条 事業者は、前条第1項の規定に違反する客引き行為若しくは勧誘行為をした者又は当該客引き行為若しくは勧誘行為に関係のある者から紹介を受けて、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 当該客引き行為を受けた者を、客として当該事業者の店舗内に立ち入らせる行為

(2) 当該勧誘行為を受けた者を、当該事業者が営む店舗、事務所その他の施設(以下「店舗等」という。)で役務に従事させる行為

(指導)

第8条 市長は、第6条第1項又は前条の規定に違反する行為をした者に対し、当該行為をしてはならない旨を指導することができる。

(勧告)

第9条 市長は、前条の規定による指導を受けた者が当該指導に従わないときは、その者に対し、当該指導に係る行為をしてはならない旨を勧告することができる。

(命令)

第10条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その者に対し、当該勧告に係る行為をしてはならない旨を命ずることができる。

2 市長は、前項又はこの項の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、その者に対し、当該命令に係る行為をしてはならない旨を命ずることができる。

(報告及び立入調査等)

第11条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、第6条第1項の規定に違反する客引き行為等を行い、若しくは行わせた者に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、当該客引き行為等と関係のある店舗等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係

者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

- 3 第1項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公表)

第12条 市長は、第10条第1項又は第2項の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 当該命令を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 公表の原因となる事実
- (3) 前号の事実に係る店舗等の名称及び所在地

2 市長は、前条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者について、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 公表の原因となる事実
- (3) 前号の事実に係る店舗等の名称及び所在地

3 市長は、前2項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該公表の対象となる者にその理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(土地等の所有者等への通知)

第13条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による公表をしたときは、当該公表がされた者に係る事業の用に供されている土地又は建物の所有者又は管理者に対し、当該公表の内容を通知し、是正の協力を求めることができる。

(関係機関への情報提供)

第14条 市長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、この条例の施行に関し把握した情報を、警察その他の関係機関に対し、提供することができる。

(関係機関等への協力要請)

第15条 市長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係機関及び関係団体に対し、情報の提供、助言その他の必要な協力を求めることができる。

(適用上の注意)

第16条 この条例の適用に当たっては、市民等及び事業者等の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第10条第1項又は第2項の規定による命令に違反した者
- (2) 第11条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(両罰規定)

第19条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条(同条第1号にあっては、第7条の規定に違反する行為に係るものを除く。)の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、前条の過料を科する。

札幌市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)第3条に規定する基本理念にのっとり、本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、基本的施策等を定めることにより、犯罪被害者等の個人としての尊厳の保持及び権利の保護を図るとともに、安全に安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者 犯罪等により害を被った者をいう。
- (3) 犯罪被害者等 犯罪被害者及びその家族又は遺族(当該犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第9号アにおいて同じ。)をいう。
- (4) 市民等 市内に住所を有し、勤務し、若しくは在学する者又は市内で活動を行う団体をいう。
- (5) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。
- (6) 民間支援団体 犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいう。
- (7) 関係機関等 国、北海道その他本市以外の地方公共団体、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。
- (8) 二次被害 犯罪被害者等が、周囲の者の配慮に欠ける言動、インターネット等を通じて行われる誹謗中傷、報道機関(報道を業として行う個人を含む。)による過度の取材及び報道等により受ける精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害、経済的損失その他の被害をいう。
- (9) 再被害 次に掲げる害をいう。
 - ア 犯罪被害者が、加害者による当該犯罪被害者に対する別の犯罪等によって受ける害及び当該加害者による当該犯罪被害者の家族又は遺族(イにおいて「犯罪被害者家族等」という。)に対する別の犯罪等によって受ける精神的な苦痛、心身の不調、経済的損失その他の被害
 - イ 犯罪被害者家族等が、当該犯罪被害者に係る加害者による当該犯罪被害者家族等に対する別の犯罪等によって受ける害及び当該加害者による当該犯罪被害者に対する別の犯罪等によって受ける精神的な苦痛、心身の不調、経済的損失その他の被害

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられるよう、配慮して行われなければならない。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、途切れることなく行われなければならない。

3 犯罪被害者等の支援は、二次被害及び再被害の発生の防止に留意して行われなければならない。

4 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、市、市民等、事業者及び関係機関等が相互に連携し、及び協力して推進するものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援のための具体的な施策(以下「犯罪被害者等支援施策」という。)を策定し、実施しなければならない。

2 市は、犯罪被害者等支援施策の実施に当たっては、関係機関等と連携し、及び協力してこれを行わなければならない。

(市民等及び事業者の責務)

第5条 市民等及び事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分に配慮するよう努めなければならない。

2 市民等及び事業者は、市が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めなければならない。

3 事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるよう、その就労及び勤務について十分に配慮するよう努めなければならない。

(犯罪被害者等の支援に関する計画)

第6条 市は、犯罪被害者等支援施策を計画的に推進するための計画を策定するものとする。

2 市長は、前項の計画を策定するに当たっては、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する条例(平成21年条例第17号)第12条第1項に規定する札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会の意見を聴かななければならない。

(相談及び情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪等によって直面している各般の問題について相談に応じ、適宜関係機関等との連絡調整及び関係部局間の連携を図った上で、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

2 市は、前項の相談に応じて必要な情報の提供及び助言を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(経済的負担の軽減)

第8条 市は、犯罪被害者等が犯罪等によって受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し、給付金の支給その他の必要な支援を行うものとする。

(民間支援団体への支援)

第9条 市は、基本理念にのっとり行われる活動の促進を図るため、民間支援団体に対し、市が実施する犯罪被害者等支援施策に係る情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(広報及び啓発等)

第10条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性、二次被害及び再被害の発生防止の重要性等について市民等及び事業者の理解を深めるための広報及び啓発を行うものとする。

2 市は、犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上等必要な施策を講ずるものとする。

(意見等の反映)

第11条 市は、犯罪被害者等の支援に当たっては、犯罪被害者等、有識者その他市民等からの意見、要望等を把握し、犯罪被害者等支援施策に反映させるよう努めるものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。